

九州森林管理局交渉（全国林野関連労働組合九州地方本部）

議 事 要 旨

1 日 時 令和元年12月17日（水）17：20～18：20

2 場 所 九州森林管理局 会議室

3 出席者

九州森林管理局

同

同

同

同

同

同

秋岡陽一郎 総務企画部長

井口 真輝 計画保全部長

久保 芳文 森林整備部長

山部 義臣 総務課長

鎌田 敏雄 森林整備課長

木林 静夫 資源活用課長

篠村 和希 総務課課長補佐（総務担当）

全国林野関連労働組合九州地方本部

同

同

同

同

同

甲斐 和幸 委員長

古村 健児 副委員長

加藤 吉征 書記長

山口 隆志 執行委員

古澤 寿光 執行委員

前川 康弘 執行委員

4 交渉事項

- （1）2020年度事業量等について
- （2）事業実行体制の確立について
- （3）円滑な業務運用について
- （4）樹木採取権制度について
- （5）その他

5 議事概要

- （1）2020年度事業量等について

組合） 職員は限られた要員で業務を行っており、来年度の事業量は労働諸条件に直接影響してくる。今年度と比較してどのような状況か伺いたい。また、事業実行に係る必要な予算の確保を求めたい。

当局） 平成31年度の事業予算については、30年度補正予算での措置等も含め一定の規

模を確保したと考えているところ。令和2年度の事業予算についても本庁に対して強く要望していく考えである。

具体的には、森林整備事業費については、令和元年度補正予算と令和2年度の経常予算により確保に努めるとともに、「国土強靱化」予算の最終年度でもあり、一定規模の予算を確保できる見込みである。林道路網については、維持修繕・改良を行うための予算措置を講じており、各署が新年度当初から事業を迅速的に実行できるよう支援・指導を実施してまいりたい。生産量については、今後調整を図っていくところであり、確実な予算確保・早期発注の観点から、各種予算制度を巧みに活用するなど前倒しにて、確実に予算確保している現状であり、不足分に対しては引き続き本庁に伝えるとともに確実に確保してまいる考えである。

組合) 要員が減少する中、事業量等は職員の労働条件にも影響を及ぼすものと考えている。事業を進めていくうえで必要な実行体制の分析はできているのか。

当局) 事業実行体制については、従来から実施してきたグループ内の応援体制、非常勤職員等での対応や収穫調査の委託現場等の業務を効率的且つ効果的に実施するため、森林官等の現場業務を支援する非常勤職員についても要望署等の拡大を図りつつ配置するなど、円滑に実行できる体制に努めてまいる考えである。

組合) しっかり分析して事業を進め、必要な措置を講じて頂くよう求めておく。また、債務返済は重要な使命と認識しているところであるが、収入と直結する事業量については、各署で現場条件が違うので画一的な指示にならないよう平準化を求める。

当局) 当然のことながら署によって現場の条件も違ってくるので、各署等の実態を勘案しながら対応してまいりたい。

(2) 事業実行体制の確立について

組合) 先ほどの予算確保の話と重複する部分ではあるが、今後、主伐・再造林の拡大が予想される中、確実な予算確保と併せて事業実行体制の確立を図るとともに職員の労働過重解消に努めていただきたいと考えるが、現状をどのように分析しているのか。

当局) 予算については先ほど申したとおり、一定規模を確保出来る見込みであり、不足する分については引き続き本庁に現状を伝えながら確保してまいる考えである。また、事業の早期発注、余裕をもった期間設定にも配慮しつつ、予算制度を活用し取り組んでいるところである。

職員の労働過重解消については、署係間の応援、非常勤職員、業務委託等の活用及び署への応援等を行いながら柔軟な対応に努めていく考えである。

組合) 再造林の拡大に伴い十分な苗木の確保が重要と考えるが、生産体制等の現状はどのような状況か伺いたい。

当局) コンテナ苗は増産の方向であり。生産者には更に増産をお願いしているところであるが、なかなか計画的に生産できていない状況にある。

組合) 苗木の確保に現場は苦労している。苗木は増産に向けていかなければ実行段階で困るのは職員である。必要量の確保は求めておきたい。

また、近年シカによる食害も増えており、せっかく確保できた苗木が食害にあえば再造林として成り立たなくなる。シカ被害対策についてはどのような状況か。

当局) 苗木の確保については、各樹苗組合と情報を共有し、事業実行に支障がないよう努めているところである。

シカ被害対策については、基本的には「捕獲」と「防護柵の設置」しかないと考えており、それぞれに必要な予算を確保して対策を講じているところである。

このうち捕獲については、ワナの見回り負担が軽減できるよう通報装置付きのワナを新たに導入したほか、捕獲後に埋設しなくても済むよう県に対して各種会議等で働きかけや調整を行っているところであり、引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら効果的な対策を講ずることとしたい。

(3) 円滑な業務運用について

組合) 円滑な業務運営を図っていくうえで、要員問題は避けられない課題と考えている。空席ポストも増加しており、現状は要員不足と言わざるを得ないのではないか。若手や一般職員が上位級の業務を任されており、過剰な労働負担となっている。その様な中、当局も様々な対策を講じていることに一定の理解はできるが、根本的な解決には至っていないのではないか。現状をどのように分析しているか伺いたい。

当局) 一般会計化以降、署等においては、課・係体制からグループ制が導入され、グループ全体で業務運営にあたることとなったところであり、森林事務所においては、中心的な役割をもつ森林官については、経験値の高い地域統括森林官や首席森林官を配置し、森林官が行う業務への助言や指導、複数の管轄区域に跨がる事案等についての調整を行うとともに、自らがその業務に加わるなどして、それぞれの森林官に係る業務負担の軽減となるよう努めているところであるが、現状では若手職員が複数の旧係長の業務を担っていることや一般職員等が業務を実質的に分担しており、厳しい要員実態の中で、職員の理解と協力により事業を実行していると認識している。また、今後定年退職者数が年々増加していくことが見込まれており、これらの実態が拡大していくことも承知している。

このような現状については、今後とも機会ある毎に本庁に伝えてまいりたい。

組合) 現場では、森林官の空席ポストも増えている。森林官は2～3年で転勤となり、森林技術員の新たな採用も無く、このままでは管理すべき山を知る人が居なくなるのではないかと懸念されている。期間業務職員制度の活用と予算の確保を求める。

当局) 森林技術員については、一代限りの定員外常勤職員となっていることから増員は困難と考えるが、そのような要望があったことは本庁に伝えてまいりたい。

また、非常勤職員を確保することに苦労している実態については承知しているところであるが、まずは必要予算の確保が第一と考えている。非常勤職員については、業務の必要性に応じて「期間業務職員」と「その他の非常勤職員」により雇用することとなっており、業務の内容等に応じて対応を検討していく考えである。

組合) 直接の要員確保も必要と考えるところであるが、職員の労働過重解消のためには業務の見直しも不可欠と考えている。大幅な改善や思い切った切り捨ても必要ではないかと懸念されている。職員の労働負担軽減に資するよう真剣な取り組みを求めたい。

当局) 職員の労働過重解消について、事務・業務改善や業務の見直しなどは重要であると認識しており、引き続き可能な限り取り組みを進めてまいりたい。

(4) 樹木採取権制度について

組合) 樹木採取権制度の導入に向けて、ガイドラインの整備等が進められているが、実施に当たっては、公益的機能の維持、国有林野の管理経営に影響を生じさせないことや、職員の業務負担を増大させない対応に努めていただきたいと考えるが、認識を明らかにしていただきたい。

当局) 樹木採取権制度の運用にあたっては、樹木採取権者が作成する施業計画が、伐採面積の上限、保護樹帯の設置等の公益的機能の維持に関する基準や地域管理経営計画に適合しているかどうか予めチェックすることや、再造林については、樹木採取権者が植栽することを樹木採取権契約に盛り込む予定としており、これらのルールを遵守させることにより、国有林野の管理経営に影響を生じさせないようにする所存である。また、職員の業務負担に関しては、特に基礎額算定林分の収穫調査について、九州局独自の方法を本庁へ提案している最中であり、その実施についても可能な限り外注できるよう予算確保に努めることにより、業務増大の抑制に努める所存である。業務の実施にあたっては、引き続き、局が主体となって随時打合せや情報共有を行いながら進めていくが、署にしかできない業務もあることから、役割分担しながら対応していくことについて理解願いたい。

組合) 初めての取組であり、実行段階においては様々な問題が出てくると思うが、円滑に事業が進むよう局において主導を発揮していただきたい。

当局) ガイドライン案に関する局からの質問については、まだ本庁から回答が返ってきていないところであるが、引き続き本庁に対して必要な意見はしていく考えである。また、収穫量については慎重に対応してまいりたい。

(5) その他

組合) 再任用職員の活用に対する当局の認識を伺いたい。

当局) 要員が減少する中において再任用職員の位置づけは重要と認識しているところであり、現在も一定の条件の下、職責を担って業務に従事していただいているところである。

組合) フルタイムの再任用も検討されているようだが、任用条件について諸手当の改善や制服の貸与など再任用職員が働きやすい条件となるよう上部進達していただきたい。

当局) 手当については、国家公務員再任用職員全体に係ることであることから、引き続き、機会あるごとに、本庁を通じ人事院へご意見を伝えてまいりたい。制服の貸与については、現在、「森林管理局署職員制服貸与規程」では、明確な基準等はないところであり、制服を支給していないが、今後どのような対応ができるのか本庁と相談してまいりたい。

(以 上)